

国民年金からのお知らせ

学生納付特例制度 ～学生の方～

■保険料を後払いできる制度です

20歳以上の学生の方は、国民年金に加入し、国民年金保険料を納めることになっています。国民年金加入は必須ですが、国民年金保険料が困難な学生を対象とした、「学生納付特例制度」があります。「学生納付特例制度」は、在学中の保険料の支払いを猶予し社会人になってから納めることができる制度です。所得がない場合や少ないことにより、国民年金保険料を納めることが困難なときは、申請してください。前年度から引き続き学生の方で4月から学生納付特例制度を受ける場合も申請が必要です。**(申請は毎年必要です)**

- * 日本年金機構から学生納付特例申請のハガキが届いている方は、ハガキによる申請をお願いします。
- * 申請の審査結果は、日本年金機構から本人にハガキで通知されます。
- * 認められた場合の期間で10年以内の期間は、保険料を社会人になってから追納することができます。追納を希望される場合は、年金事務所へお問い合わせください。
 問 中村年金事務所 国民年金課 (名古屋市市中村区太閤1-19-46)
 ☎ (052) 453-7200 自動音声案内「2」を選択お願いします。

◆対象者

前年所得が118万円以下である20歳以上の学生
 ● 大学(大学院)、短期大学、高等学校、専修学校および各種学校
 (各種学校その他の教育施設については、個別に定められています)

◆申請に必要なもの

- 基礎年金番号のわかるもの ● 印鑑(本人が署名する場合は不要です)
- 学生証または在学証明書
 (学生証は写しでも可能ですが、在学証明書は原本を提出してください。学生証の写しは、裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合、裏面も必要です)
- 退職(失業)し学生になった場合は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証の写し

◆申請できる期間

- 20歳以上の学生である期間のうち、過去期間は申請が受理された月から2年1か月前(すでに保険料が納付済の月を除く)まで、将来期間は年度末まで申請できます。
- 1枚の申請書につき1年度分(4月から翌年3月までの12か月間)の申請となります。過去の年度分も申請する場合は、複数の申請書の提出をお願いします。
 例：平成29年5月に、平成27年4月から平成30年3月までの期間を申請する場合
 ①平成27年度申請(平成27年4月～平成28年3月)
 ②平成28年度申請(平成28年4月～平成29年3月)
 ③平成29年度申請(平成29年4月～平成30年3月)の3枚の申請が必要となります。
 なお、この例の場合は、平成27年3月以前は時効により申請できません。

◆ 受付 平成29年度申請の受付は、4月3日(月)より開始となります。

◆ 申請窓口 ● 市役所保険年金課 年金グループ(内線123) ● 十四山支所 地域福祉グループ

●●●●●●●●●● <免除制度を利用する場合の注意事項> ●●●●●●●●●●

学生納付特例制度は、保険料の納付義務を猶予するためのものです。将来受け取る年金額を増額させるためにも、追納をお勧めします。

1. 免除が承認された期間は、将来受け取る年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません(カラ期間として扱われます)。
2. 10年間に限り追納することができます(追納した期間は保険料納付済み期間として年金額に反映されます)。
3. 本来の納期限から2年を過ぎると、当時の保険料額に追納加算率による加算金が付加されます。
4. 追納保険料には、口座振替はご利用できません。
5. 学生納付特例制度の承認を受けている期間は、障害基礎年金や遺族基礎年金を請求するのに必須事項である受給要件の対象期間です。学生納付特例制度を申請しておくと、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合にも安心です。

児童手当制度

についてのご案内

児童手当と特例給付は、市内に住所を有し、中学校修了前(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している父母などに支給されます。

★児童手当と特例給付の支給額

児童の年齢	児童1人当たりの月額	
	児童手当	特例給付
3歳未満	15,000円	5,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)	
中学生	10,000円	

※児童手当には所得制限があり、受給者の所得が制限額以上の場合、特例給付となります。
 ※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

★所得制限

扶養人数	所得制限額
0人	6,220,000円
1人	6,600,000円
2人	6,980,000円
3人	7,360,000円
4人	7,740,000円

※所得制限額は、扶養親族が1人増えるごとに38万円が加算されます。

★支給月

原則として6月・10月・2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

★認定請求(申請)

出生や転入など新たに児童手当(特例給付)の申請事由が生じた方は、認定請求(申請)が必要です。公務員の場合は勤務先での申請となります。

認定を受ければ、原則として、申請月の翌月分の手当から支給します。(出生や転入が月末の場合、申請日が事由発生日の翌日から数えて15日以内であれば、事由発生日の翌月から支給対象となります。)

◎申請に必要なもの

- ・ 印鑑 ・ 申請者の健康保険証 ・ 申請者名義の通帳 ・ 申請者と配偶者の個人番号(通知)カード
- ・ 申請者の本人確認書類 ・ 転入の場合など所得課税証明書が必要な場合もあります。
- ・ 状況により、その他の書類が必要になる場合があります。

★その他の届出

次の場合には届出が必要です。

- ・ 受給者や児童が転出するとき
- ・ 受給者や児童の氏名が変わったとき
- ・ 振込口座を変更したいとき
- ・ その他家庭状況に変更が生じたとき
- ・ 新たに児童を養育することになったときや児童を養育しなくなったとき
- ・ 児童が児童福祉施設などに入所したときや退所したとき
- ・ 児童の父母のうちで主たる生計維持者が変更になったとき

問 市役所児童課(内線153・154)

児童扶養手当額・特別児童扶養手当額の改定について

児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給額が平成29年4月1日より改定されます。

★児童扶養手当と特別児童扶養手当の支給額

		平成28年8月～(月額)		平成29年4月～(月額)	
		全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
児童扶養手当	本体額	全部支給	42,330円	42,290円(△40円)	
		一部支給	42,320円～9,990円	42,280円(△40円)～9,980円(△10円)	
	第二子加算額	全部支給	10,000円	9,990円(△10円)	
		一部支給	9,990円～5,000円	9,980円(△10円)～5,000円	
	第三子以降加算額	全部支給	6,000円	5,990円(△10円)	
		一部支給	5,990円～3,000円	5,980円(△10円)～3,000円	
特別児童扶養手当	1級	51,500円	51,450円(△50円)		
	2級	34,300円	34,270円(△30円)		

問 市役所児童課(内線153・154)